

令和7年度

事業計画書

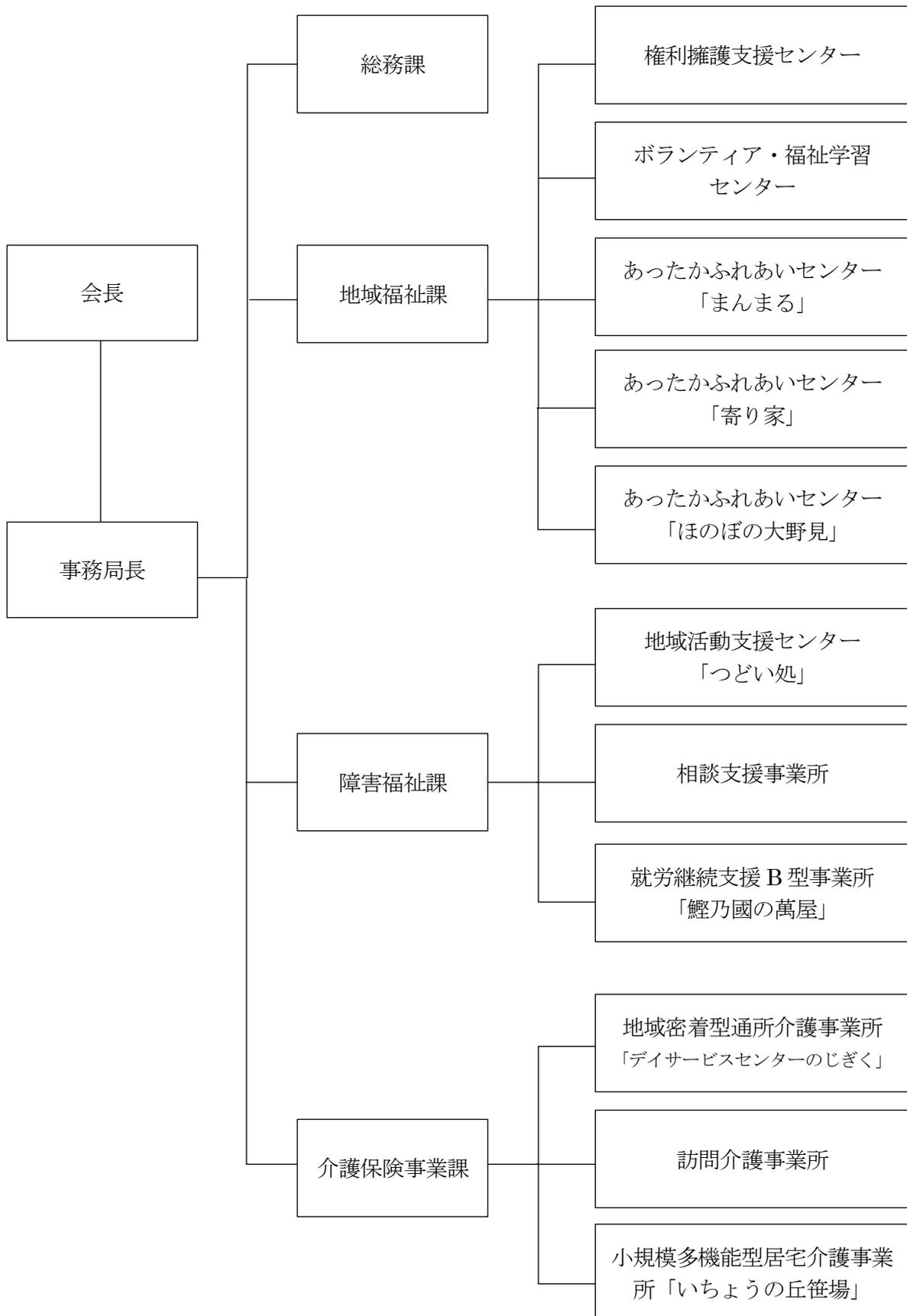
社会福祉法人

中土佐町社会福祉協議会

## 目 次

令和7年度事業推進体制 .....	2
令和7年度事業計画 .....	3
担当課別事業計画 .....	4
【総務課】 .....	4
1 総務課担当職員 .....	4
2 会務の運営 .....	4
3 会計に関する取り組み .....	5
4 労務管理に関する取り組み .....	5
5 広報に関する取り組み .....	5
6 人材育成に関する取り組み .....	5
7 総務課が所管するその他の事業及び管理 .....	5
【地域福祉課】 .....	6
1 事業推進体制 .....	6
2 所管する具体的な事業と業務 .....	6
(1) あったかふれあいセンター【地域支援チーム】 .....	6
(2) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【地域支援チーム】 .....	7
(3) 災害ボランティアセンター運営事業 .....	8
(4) 多機関協働事業【地域福祉課全体】 .....	8
(5) 総合相談事業【相談支援チーム】 .....	8
(6) 福祉事務所未設置町村による相談事業【相談支援チーム】 .....	8
(7) 生活困窮者自立相談支援事業【相談支援チーム】 .....	8
(8) 福祉サービス利用援助事業【相談支援チーム】 .....	9
(9) 生活福祉資金・小口資金貸付事業【相談支援チーム】 .....	9
(10) 権利擁護支援センター事業【相談支援チーム】 .....	9
(11) 法人成年後見事業【相談支援チーム】 .....	9
(12) 福祉関連団体支援－事務局の受託【地域支援チーム】 .....	9
【障害福祉課】 .....	10
1 事業推進体制 .....	11
2 チームが担当する事業及び業務 .....	11
(1) 地域生活支援ならびに相談支援チーム .....	11
(2) 就労継続支援B型事業担当チーム .....	11
【介護保険事業課】 .....	13
1 事業推進体制 .....	14
2 各事業の取り組み .....	14
(1) 地域密着型通所介護事業 .....	14
(2) 訪問介護事業所 .....	14
(3) 小規模多機能型居宅介護事業 .....	15

## 令和7年度事業推進体制



## 令和7年度事業計画

令和6年度は法人として一早く着手すべきであった人材育成に関する取り組みの柱となる人材育成基本方針の策定により、人材育成の目的・方策を明確にし、法人としての方向性を示すものができました。本会が成長していくためには欠かせないものであり、職員一人ひとりの成長や意欲向上について組織一体となり取り組んでいく必要があります。

令和7年度は人材育成基本方針をいかに組織内に浸透させるかが重要となってきますが、人材育成に関する専門知識やノウハウを有した人材が少なく、現状では運用方法が具体化されていない状況です。まずは管理職や育成担当者による認識合わせのもと、目標を具体的に進捗させるための方法を検討しながら人材育成の土台作りに注力していきます。

虐待防止への取り組みは、本会が提供している「福祉サービスの質の向上」を目的に利用者へサービスに関する聞き取り調査を介護・障害・地域が一体的に実施します。アンケート調査では把握しづらい利用者の意見を聞き取り、その対応状況等を虐待防止委員会で適切に精査していきます。

近年、中土佐町では高齢者人口の減少や福祉ニーズの変化により介護サービス利用者は減少傾向にあり、介護保険事業の経営にも大きな影響を及ぼす状況にあります。本会では、令和6年度末に2事業を廃止し、通所介護・小規模多機能居宅介護・訪問介護の3事業に縮小させました。今後は新規利用者を獲得できる体制を構築し、今まで以上に「選ばれる事業所」になるため、人材育成基本方針のもと介護サービスの質の向上に努めていきます。

また、訪問介護においては資格が必須な事業であり、職員の高齢化、人材不足等の課題があるほか、中山間地域という特性から効率的な事業展開が厳しく赤字経営が続いている状況です。町内には1事業所しかなく在宅支援の要でもある事業所であるため、何としても継続経営できる戦略を早急に考えなければ、近い将来、中土佐町でも「介護難民問題」が起こることも想定されます。行政とも協議・検討しながら対策を考え実行に繋げていきます。

令和6年1月に発生した能登半島地震では激甚な被害が発生し、被災地社協でも職員の多くが被災するなど、業務再開が困難な状況になりました。また中土佐町においては近い将来、発生が懸念されている南海トラフ巨大地震による被害想定は能登地震以上に大きく、福祉の立場から「災害に強い地域づくり」を進めるとともに、「事業継続計画」の取り組みを実効性のあるものにする必要があります。

「災害に強い地域づくり」は、令和7年度は地域福祉課、障害福祉課、行政と協働し、自主防災組織、地域住民との避難訓練の実施、また災害ボランティアセンター運営訓練は「地域協働型」を目指し継続的に実施していきます。

「事業継続計画」については役職員の理解を広げるため、各課による机上訓練や役員改選後に順次、周知等を実施します。

## 担当課別事業計画

### 【総務課】

令和7年度は任期満了に伴う役員及び評議員の改選の年ですが、選任については法令に沿って適切に進めていきます。そして、新体制に併せて、役員や評議員等に順次、本会の計画や活動状況を説明していきながら体制を整えていきます。

また、前年度策定した人材育成基本方針は、数年先の事業継続及び質の高い住民サービスを目指しており、中長期的な研修計画や取り組みの初年度となる本年度はとても重要です。組織と職員が一体的に取り組むことが重要であるため、各々が意識的に取り組めるよう総務課としても適宜働きかけます。また、コンプライアンスやメンタルヘルス、会計分野に関しても、職階別の研修計画に組み込まれていますが、各事業の実施状況を見ていながら全体的な研修が必要かどうかということも一方で見ていきたいと考えています。

- 〔重点項目〕
- ・役員及び評議員の選任について抜かりの無いよう細心の注意を払います。
  - ・人材育成基本方針に沿って職階別研修に関する全職員の受講管理を行います。

#### 1 総務課担当職員

課長

主任（労務管理担当）	1名	
会計担当	1名	
事務補助	1名	計4名

#### 2 会務の運営

##### (1) 理事会

・第1回理事会	令和7年	6月10日（火）	10:00～12:00
・第2回理事会	令和7年	6月26日（木）	10:00～12:00
・第3回理事会	令和7年	11月11日（火）	10:00～12:00
・第4回理事会	令和8年	3月16日（月）	10:00～12:00

##### (2) 監事会

・決算監査	令和7年	5月29日（木）	10:00～12:00
・中間（上半期）監査	令和7年	10月29日（水）	10:00～12:00

##### (3) 評議員会

・第1回評議員会	令和7年	6月25日（水）	10:00～12:00
・第2回評議員会	令和8年	3月23日（月）	10:00～12:00

(4) 評議員選任・解任委員会	令和7年	6月16日（月）	10:00～12:00
-----------------	------	----------	-------------

※理事会・評議員会にあつては、法人運営上、喫緊の課題等協議を要する案件が出た場合には臨時会を開催します。

### 3 会計に関する取り組み

消費税の納税に掛かる会計処理の複雑化のみならず、必要とする知識も増えています。職員間での共有確認のほか、税理士やシステム業者等の専門職へ相談し、個々の知識不足を補います。また、県社協等の研修を活用し自己研鑽に努めます。

前年度未実施の職員に向けた会計研修は、職階別研修にて対象職員が受講できるように対応します。

### 4 労務管理に関する取り組み

社会背景に合わせた度重なる法改正に対応すべく各々アンテナを張りつつ、研修等を活用し情報キャッチに努めます。そして、社会保険労務士に相談し、漏れのないよう雇用環境の整備や手続きを進めていきます。また、労働条件や各種労務に関する必要書類に不備がないようチェックし、職員へ丁寧に対応していきます。

### 5 広報に関する取り組み

既存の会議を活用し、各事業の現状と進捗状況の把握に努め、広報戦略の一つとして社協だよりを発行します。また、最新の情報を広く発信できるようHPの更新を随時行います。

### 6 人材育成に関する取り組み

基本方針策定の初年度であることから、各取り組みが実施できているか管理職と進捗管理をしていくとともに、必要に応じて書類等整備をしていきます。また、職階別研修について対象職員が受講できるように管理していきます。

### 7 総務課が所管するその他の事業及び管理

- (1) 社協会費協力依頼 7月
- (2) 福祉用具貸し出し事業【自主事業】
- (3) 指定管理施設の管理
  - ・中土佐町民交流会館
  - ・上ノ加江老人憩いの家
- (4) マイクロバスの管理
- (5) 中土佐町共同募金委員会事務局

## 【地域福祉課】

---

中土佐町第3期地域福祉計画の中間年となった令和6年度は各施策の取り組みを住民・行政・社協が一体的に評価し、残された2か年で取り組むべき内容を明確にしました。そして計画4年目となる令和7年度は第4期策定に向けた準備が必要となってきます。地域福祉計画は福祉分野の上位計画に位置付けられていることから、社会福祉法の改正や高齢・障害・児童など共通して取り組むべき事項等も踏まえながら、計画の策定体制やあらましのスケジュールなど行政・社協による進行管理事務局会を通して進めていきます。

令和6年度に初めて南海トラフ地震臨時情報が発令され、今後30年以内に発生する確率は、80%に引き上げられましたが町全体としての避難訓練の参加者は少なく危機意識の低さが危惧されます。また、令和6年度に取り組んだ障害分野や行政・社協による防災会議で現状確認をするなか、避難行動要支援者の避難訓練や障害者の避難生活など、いくつかの課題も見えてきました。災害時の被害を最小限にとどめるには、「自助・共助・公助」の連携が不可欠であるため、地域福祉計画のもと「災害に強い地域づくり」に取り組んできましたが十分ではありません。そのため、令和7年度は地域福祉計画の重点取組と連動し、「自助・共助への支援」として小地域ケア会議を活用した避難行動要支援者の確認、避難訓練に向けた役割分担、避難場所や玄関先までの避難訓練など住民・行政・社協と協働で取り組んでいきます。

権利擁護に関する事業として、これまで平成25年度に日常生活自立支援事業を受託し、平成29年度には法人成年後見事業と権利擁護支援センター事業を開始して、中土佐町内の権利擁護支援体制づくりを進めてきました。当該事業においては、地域住民とともに利用者への支援や周知啓発に取り組んでいます。しかしながら、地域住民を対象とした活動者の募集や活動内容が事業ごとになされ、長期的な計画性に欠けていることから活動者の力を生かし切れていない状況があります。そのため、令和7年度は権利擁護支援に関わってくれる住民の募集方法や役割の整理を行い、町内の権利擁護支援ネットワークの拡充に取り組めます。

- 【重点項目】
- ・中土佐町第4期地域福祉計画策定に向けた準備
  - ・災害に強い地域づくりへの支援
  - ・権利擁護支援ネットワークの拡充

---

### 1 事業推進体制

課長

主任 1名

主事 1名

常勤職員 10名

合計 13名

### 2 所管する具体的な事業と業務

#### (1) あったかふれあいセンター

##### ① あったかふれあいセンター事業

これまで大野見地域5カ所、上ノ加江・矢井賀地域7カ所、久礼地域30カ所に分割し全

町的に小地域ケア会議を展開してきましたが、久礼地域は網羅できておらず新規地区へ優先的に働きかけてきました。その結果、令和6年度には、28地区にまで広がり令和7年度中には残り2地区で実施予定です。また、近年小地域ケア会議の手法やテーマ、回数は地域の実情に応じて柔軟に設定し、住民が我が事として参加し意見を出し合える会議に変化しています。高齢者に偏りがちであった住民情報も引きこもり傾向にある若年層の情報等も挙がるようになり、アウトリーチ事業での関わりや支援につながるケースも増えています。小地域ケア会議を継続的にかつ地域の実情に応じた手法で実施していきます。

防災についての取組には地域差があり、住民の自助・共助の意識の醸成には自主防災組織や関係機関と連携した取組へのサポートが必要と考えます。要配慮者を含む避難がしづらい住民も参加できる避難訓練の実施や話し合いに向けたサポートに努めます。

各地域ふくし活動推進委員会を中心に地域住民と協働したアクションプランの推進を図り、主体性、持続性のある取組にできるよう後方支援に力を注ぎます。

### ② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

令和6年度は、若年層の未就労者や引きこもり傾向にある対象者7件へのアプローチを行ないました。しかし、家族や民生委員など周囲からの情報収集が精一杯で本人のニーズを聞き出すまでには至っていません。複雑化・複合化した課題を抱えながら、地域や社会との関りが無い人、制度やサービスの狭間にいる人などへのアプローチ方法や視点等の専門的な支援技術を職員が身に付けられるよう研修会や事例検討会へ参加し、必要な社会資源・支援につないでいきます。

### ③ 参加支援事業

令和6年度、1件のケースを対象に働きかけを行なってきましたが、家族との関係性を構築させる段階で本人のニーズ把握にはかなりの時間を要します。あったかふれあいセンターのフレキシブルな機能を発揮した自由な発想で利用者が居場所や役割を見いだせるよう寄り添った支援を提供します。また継続的に取組んでいる地域カルテも活用しながら、既存の地域資源の拡充や利用者のニーズに沿った新たな資源開発も視野に取り組みます。

## (2) 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

「地域共生社会」の実現に向け、あったかふれあいセンターや各事業で明らかになった地域課題の解決に必要な「人と人」、「人と資源」をつなぎ地域で支え合える力が発揮できるよう促していきます。

### ① ボランティア・福祉学習センター事業

住民が地域生活課題を我がごととして捉え主体的な福祉活動につなげられる学びの場を作り、福祉に関する理解促進と人材育成に努めます。永年続けてきた活動者の引退やボランティア活動の消滅が目立ち始めています。ボランティア活動の経験値や成功体験、達成感を味わうことがボランティア活動への1歩と考えます。まずは、気楽に体験できる機会への参加につなげ経験者の増加を目指します。ボランティアニーズは困りごとだけでは限らずイベント、行事の運営等の手伝いや、趣味・特技に関することなど、地域の為になることも立派なボランティア活動であると考え、町内の団体や企業、行政とも連携を図

ったニーズ把握にも努めます。

- ・地域に向けた出前講座「ふくしの学び」の実施
- ・地域ニーズとボランティア体験のマッチングの仕組みを検討

### (3) 災害ボランティアセンター運営事業

日常的な地域活動に参画することで培われる住民同士のつながりや繰返し行う訓練が減災につながる現実を伝え、防災に関する取組や災害ボランティアセンターへの関心を高めます。

- ・災害ボランティアセンターに関する研修会・訓練の実施

### (4) 多機関協働事業

高齢、障害、子ども、生活困窮等の単独の機関で対応が困難な複雑かつ複合的な課題を抱える9世帯について、複数の機関が連携支援をするための支援者調整や課題整理・役割分担を行いました。それぞれの世帯状況に応じて、役場・社協・福祉の事業所・県福祉保健所・教育機関・警察などが適宜連携して支援する体制ができています。

地域づくりに関しては、相談支援包括化推進員の定例会で検討することにより、緊急一時的な財産管理支援の対応が整理される、小地域ケア会議への行政各課からの参画が進むなど、地域連携ネットワークが強化されています。

今年度も、包括的相談支援事業者からの相談に対して適宜支援会議などを開催し、複合的な課題を抱える世帯への支援の進展が図れるよう支援者のバックアップに努めます。

また本年度の重点取組である「中土佐町第4期地域福祉計画の策定に向けた準備」は本事業で取り組みを進めていきます。

### (5) 総合相談事業

地域への広報啓発として出前講座を1回開催し、相談支援チームが実施している事業と関連制度について周知を図りました。

また、無料法律相談は年間5回開催し、昨年度同様に相続や遺言などに関する相談が多く寄せられました。

今年度も引き続き地域を対象とした出前講座や無料法律相談を実施します。

### (6) 福祉事務所未設置町村による相談事業

令和6年度は新たに25件の相談が寄せられました。相談経路は、本人8件・親族2件・支援機関9件・地域（事業者・民生委員等）7件でした。相談は生活費や貸付けに関する内容が多く、昨年度からの継続案件を含む27件のうち15件について相談内容に応じた支援機関や制度へつなぎました。

引き続き、関係機関や地域のネットワークからの早期発見早期介入に努め、自立相談支援事業や役場生活保護担当との連携による生活困窮者支援を実施します。

### (7) 生活困窮者自立相談支援事業

本事業には、主任相談員1名、相談・就労支援員2名を配置しています。

令和6年4月から12月の相談支援件数は新規9件、前年度からの継続9件で、このうち12件について支援プランを作成しています。

貸付相談への同席やあったかふれあいセンター定例会への参加により早期介入に努め

るとともに、支援においては、生活保護課をはじめとした行政各課や地域の支援機関と連携して対応しています。

引き続き、関係機関と連携して個々の生活課題に応じた支援を行います。

#### (8) 福祉サービス利用援助事業

令和6年度は、認知症・知的障害・精神障害などにより意思決定に支援を要する25名の方に福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理支援を行ないました。このうち18名の利用者については12名の生活支援員の協力を得て支援を行ないました。

事業利用者数は増加傾向にあるため、必要な人に適切な支援が実施できるよう、生活支援員の確保とスキルの向上に取り組みます。

#### (9) 生活福祉資金・小口資金貸付事業

コロナ禍による生活困窮者を対象とした特例貸付の償還及び償還免除に関する手続き支援を実施しています。

今年度も、引き続き特例貸付利用後も生活再建支援を必要とする世帯に対し、生活困窮者自立相談支援事業や町役場の生活保護担当と連携して、個々の状況に応じた支援を行います。

#### (10) 権利擁護支援センター事業

令和6年度は新たに17件の相談を受け付け、関係機関・スーパーバイザー・司法職などと連携して権利擁護支援に取り組みました。

また、センターは、中土佐町成年後見制度利用促進計画における中核機関に位置付けられており、町内の成年後見制度の利用に関する相談や手続きのサポート、制度利用中の人の相談対応を行っており、令和6年度は成年後見制度に関する相談が6件ありました。

今年度も、引き続き必要な人が適切に制度を活用できるよう、地域及び福祉事業所等への広報啓発を行います。また、福祉専門職や法律職の相談会などにより支援機関の活動をバックアップします。

また、本年度重点取組である「権利擁護支援ネットワークの拡充」については本事業での取り組みを進めていきます。

#### (11) 法人成年後見事業

令和6年度は、認知症・知的障害・精神障害などにより意思決定に支援を要する5名の方に対し後見活動を行いました。このうち、新規受任は1件、終了案件は1件ありました。

今年度も、親族・地域住民・関係機関などと連携し、本人の意思に沿って適切な財産管理と身上保護を行うことにより、被後見人等の生活を支えます。

#### (12) 福祉関連団体支援—事務局の受託

中土佐町民生委員児童委員協議会、中土佐町老人クラブ連合会の事務局を受け持ち、各種団体の活動支援を行います。

## 【障害福祉課】

---

### 【地域活動支援センター・相談支援事業所】

令和6年度は、センターで行っている定期的な避難訓練や防災学習会のほかに、地域住民向けの防災学習会やあったかふれあいセンターと協同した玄関前避難訓練、利用者が地元の避難訓練に参加する支援を行いました。また、災害時避難行動要支援者台帳登録者の避難行動計画の更新や新規登録時のサポートを5人の方に実施しました。併せて、台帳に登録していない利用者に対し情報提供や登録の促しを9人に行い4人の方が登録に向けて進んでいます。

令和7年度は災害時要配慮者が避難訓練に参加できるよう、中土佐町役場や地域福祉課と協同し、自主防災組織や地域住民との避難訓練の実施に取り組みます。訓練において、地域住民を対象者をつなぎ必要なサポートなどを伝え、災害時に声掛けや避難行動を共にしてくれる人を増やせるよう取り組んでいきます。あわせて、災害時の障害のある方の避難所生活や関係機関の連携の方法なども検討していき、大規模災害への備えを進めていきます。

### 【地域活動支援センター】

昨年、地域活動支援センター利用者62人（回答者50人）を対象にアンケート調査を実施しました。未回答を除く回答者のうち、60.3%の方がセンターの開所曜日や開所時間、活動プログラム内容について、概ね満足されていることが分かりました。平日に仕事などで来所する機会が少ない利用者からは、土曜日や日曜日の開所を望む声がありました。また、活動プログラムについて外出行事や若い世代の交流などの希望が多くありました。

令和7年度は、土曜日の試験的開所や新たな活動プログラムの開催を企画し、利用者の希望に沿った活動が展開できるよう取り組んでいきます。

### 【就労継続支援B型事業所】

令和6年度は、利用者数は18人で始まり上半期は4人の退所が、下半期は1人の新規登録者があり1月末時点で登録利用者は15人となりました。12月頃から利用希望が複数あがっていますが、生活リズムの乱れや働く意欲に乏しいなど課題を抱える人も少なくなく、登録者は増えたとしても、1日の通所人数がそれに伴うかは不確実です。

上半期退所者の4人のうちの3人が弁当製造事業の利用者であったため、下期には作業を1日1～2人の利用者で行いました。このような状況から、重点項目にあげた「主たる事業の在り方の検討」を加速せざるを得なくなりました。結果、弁当製造事業を6年度で終了し、7年度は清掃事業を2か所から3か所に増やしたり、これまで試験的に行ってきた農福連携事業を本格実施したりする方向で進みます。

よろず ai 製造事業では、事業開始当初から価格の改定を行わずにきましたが、最近の原材料や光熱水費の高騰により原価率が60%を超える状況で見直しをせざるを得ず、令和7年2月より価格を2ℓペットボトル350円から550円に改訂しました。新たな価格での売り上げがどうなるかはこれからですが、製造方法や販売方法を再検討し、利用者の仕事と工賃の確保に努めます。

リサイクル事業は、新規利用者の主な受け入れ先です。従来からの利用者と新規利用者のそれぞれの特性や人間関係に配慮しながら、安全面や健康管理に気を配り就労支援に取り組んでいきます。

## 〔重点項目〕

- ・大規模災害に備えた障害のある方の防災についての取り組み  
避難訓練・防災学習会を通じた地域住民との関係づくり、災害時避難行動要支援者等の避難訓練参加支援（地域活動支援センター・相談支援事業所）
- ・利用者のニーズに合わせた新たな活動プログラムの展開（地域活動支援センター）
- ・施設外就労を中心とした新たな就労事業の円滑な運営（就労継続支援B型事業所）

## 1 事業推進体制

課長

地域生活支援及び相談支援チーム 主任、チーム員3名 計4名

就労継続支援B型事業担当チーム 課長（兼務）、チーム員（常勤4名・非常勤2名）

総計10名

## 2 チームが担当する事業及び業務

### （1）地域生活支援ならびに相談支援チーム

#### ■障害者地域生活支援事業 【受託事業】

中土佐町地域活動支援センター「つどい処」での創作活動や生産活動を通して、障害者の自立と社会参加を図ります。

- ① 利用定員 20人／日（現在の全登録者数94人）
- ② 開所日時 月曜日～金曜日 9：00～16：00

#### ■中土佐町相談支援事業所 【受託事業／障害サービス給付による自主事業】

障害者等が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるように支援することを目的とし、次により相談・援助を行います。

- ① 開所日時 月曜日～金曜日 8：30～17：15  
(※地域定着実施は24時間対応)
- ② 業務内容 日常生活全般にわたる相談（受託事業）  
障害児（者）の計画相談支援  
地域移行・定着支援

### （2）就労継続支援B型事業担当チーム

#### ■就労継続支援B型事業所「鯉乃國の萬屋」 【障害サービス給付による自主事業】

・主たる事業所 「鯉乃國の萬屋」

- ① 定員 20名
- ② 業務内容 生活環境クリーナー「よろずai」の製造販売
- ③ サービス提供日時 月曜日 9：30～11：30  
13：00～15：00

- ・施設外就労「ストックヤード」
  - ① 現数 16名（内6名は他事業を併用）
  - ② 業務内容 中間処理施設でのリサイクル資源の分別や保管
  - ③ サービス提供日時 火曜日～金曜日 9：00～15：00
  
- ・施設外就労「中土佐町庁舎の清掃業務」
  - ① 現数 3名（3名とも他事業を併用）
  - ② 業務内容 庁舎フロアやトイレの清掃など
  - ③ サービス提供日時 月曜日 9：00～15：00
  
- ・施設外就労「中土佐町こどもセンターの清掃業務」
  - ① 現数 2名（2名とも他事業を併用）
  - ② 業務内容 トイレや会議室等の清掃
  - ③ サービス提供日時 金曜日 13：00～15：30
  
- ・施設外就労「農福連携事業」
  - ① 現数 2名（2名とも他事業を併用）
  - ② 業務内容 ハウスでの栽培管理
  - ③ サービス提供日時 水・木曜日 9：00～15：00

## 【介護保険事業課】

---

令和4年4月に介護保険事業課が笹場へ移転し3年になります。

令和6年度末に経営的課題等から居宅介護支援事業及び訪問入浴介護事業は廃止となりました。令和7年度は3事業の運営を行っていきませんが新体制の中、より一層経営的視点を持って取り組みます。

小規模多機能型居宅介護事業は、開設当初から登録人数は微増傾向で想定したような運営ができていないというのが現状です。そして、地域密着型通所介護事業も黒字ではあるものの、利用定員18人に対し平均すると13人程の実績です。これまでパンフレットの作成や関係機関への周知等をしてきましたが、令和7年度はそういった広報活動がどれぐらいの効果を得ているのかを、各管理者は意識し課内会でも図りながら取り組みます。そして、「社協の介護保険サービスには、こんな魅力がある！」と他事業所と差別化できるような事業所の「強み」を作り、PRしていくことも重要です。基本的な介護サービスだけでなく、加算等で付加価値されているものが何かを事業所や課内で話し合っていていながら本会の「強み」を明確にしていきます。

訪問介護事業は、利用者の減少はあまり無いものの、職員不足が今後の事業継続課題としてあります。事業所内では、誰かが欠けても困らないように事務的な業務も含め、少しでも整理ができたらと考えます。そして、資格保持者の確保には、職員のチャレンジやそれに対する支援も含め、1事業だけで見るとは無く、課全体そして法人全体で取り組んでいきます。

3事業すべてにおいては、各管理者がこれまで以上にしっかり数字を見ていきます。例えば、収益性を高めるためのシミュレーションとして、利用者数増加と収支バランスがどう関係するのか理解していくことから始め、課内会等でも共通認識を持ちます。

昨年度は、不適切な発言事案が複数件発覚し、行政より、組織内の管理体制などについて改善が求められました。改善取り組みの1つには、職員の人材育成があります。利用者の尊厳を守り、介護技術のスキルを上げてサービス提供ができるように、職員1人ひとりのスキルを見ながら研修等を実施していきます。そして、サービスの質を向上させていくことで利用者の満足度へつなげていきたいと考えます。

福祉まちづくり施設は、福祉避難所に指定されており、昨年はじめて福祉避難所運営訓練を実施しました。参集職員で福祉避難所運営を行うことができるように令和7年度も訓練を実施していきますが、日中の利用者受け入れ時の初動対応が記載された防災マニュアルも意識しながら取り組んでいきます。

### 【重点項目】

- ・新規利用者を獲得できる事業所体制を構築し安定した経営につなげる
- ・職員のスキルアップと次世代の担い手づくりのための人材育成
- ・大規模災害に備えた福祉避難所運営訓練の実施

## 1 事業推進体制

### ・課長

主任2名、主事2名、常勤職員14名	パート職員15名	
地域密着型通所介護事業	事業管理者（相談員兼務）1名、看護師3名、ケアワーカー（うち相談員2名兼務）6名、調理員5名	計15名
訪問介護事業	事業管理者1名、サービス提供責任者1名、ホームヘルパー6名	計8名
小規模多機能型居宅介護事業	事業管理者（介護支援専門員兼務）1名、看護職員1名、ケアワーカー9名	計11名
		合計34名

## 2 各事業の取り組み

### (1) 地域密着型通所介護事業

令和6年度の1日平均利用者数は13.0人（令和6年12月末時点）で、利用定員18人／日までには至っていません。

現状、町内の要介護認定者数の減少傾向もみられ、要介護者の割合として、要介護1、2の高齢者が約55%となっています。今後は、現在、利用されている方には継続して利用していただく事、要支援者、要介護1、2の新たな利用者の獲得が課題と感じています。課題の解消として、地域の方々や町内外の居宅、医療機関に対して広報活動をおこなうこと、職員全体のスキルアップを行い、『選ばれる事業所』になっていく事を目指します。

又、令和7年度は職員全体で接遇を大切に対する意識を再確認し、利用者を尊重し、自立支援に向けて個人の有する能力と可能性を引き出し、重度化予防に向けたサービスを提供、心身の状況の把握に努め一人ひとりのニーズに適したケアを提供していきます。

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 営業日時        | 月曜日～土曜日（祝祭日を含む）10:00～16:00                       |
| ② 利用者数        | 16人／日（月400人）を目標とし、一人でも多くの利用者に利用して頂ける事を目標とします。    |
| ③ サービス内容<br>別 | 集団レクリエーションだけでなく、利用者の自立度に合わせた個別プランの作成とその実践に取組みます。 |
| ④ 人材育成        | 個々のスキルアップを行い、質の高いケアを行えるよう、各職員にあった研修の受講を検討、実施します。 |

### (2) 訪問介護事業所

令和6年度の介護報酬改定により、介護サービスでは報酬引き下げとなりましたが、障害福祉サービスでは微増となりました。新たに特定事業所加算Ⅱを算定することで、引き下げ部分を補う事が出来ましたが赤字は解消されていません。

令和6年度に常勤職員1名の採用がありましたが、依然として職員の高齢化はすすんでいます。人員確保が困難な状況も続いています。須崎市の訪問介護事業所の閉

鎖もあり、利用者は増加している状態でもあります。今後は、利用者が必要なサービスを受ける事ができるように検討していなければならぬと考えています。

また、今年度は、常勤・非常勤職員が介護福祉士資格取得にチャレンジし、サービスの質の向上・特定事業所加算算定の継続ができるよう取り組んでいきます。

- ① 営業日時 365日 7:00～21:00
- ② 利用者数 要支援者28人・要介護者23人、障害者16人

### (3) 小規模多機能型居宅介護事業

令和6年度の登録利用者数は17～19名前後で推移しており、開設当初から比べ徐々に登録人数は増加していますが、未だ目標人数には到達できていない状況にあります。

令和6年度は地域や行政、医療機関に対して広報活動をおこなうことで小規模多機能型居宅介護の存在や事業内容への理解が進み、登録者数の増加につながったと考えています。

令和6年度は介護保険改正にて報酬は微増の引き上げとなりましたが、赤字解消に至っていない現状です。介護技術研修や、レクリエーション研修等を受講し、利用者への介護対応スキルアップ、職員同士で協力しチーム力を向上していく事、又継続した広報活動からさらなる新規利用者の獲得を目指します。

- ① 営業時間 24時間365日
  - ・送迎付きの通いの時間 10時～16時  
(他の時間帯にもできる限り対応します。)
  - ・家族送迎等の通いの時間 7時頃～21時頃  
(他の時間帯にもできる限り対応します。)
  - ・訪問の時間 随時
  - ・泊りの時間 17時頃から翌8時頃まで
- ② 利用者数 目標数 17人から半年後には22人になることを目標とします。